

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日のときは、翌日とする)

## 目 次

◇ 告 示 土地改良区の役員の変更（農村整備課）  
 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定（水産課）  
 開発行為に関する工事の完了（都市計画課）

## 告 示

### 鳥取県告示第六百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり東伯町土地改良区から役員住所の変更を生じた旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成九年十月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事	上田 正宏
変更前	東伯郡東伯町大字上伊勢一二四
変更後	東伯郡東伯町大字下伊勢一二八

### 鳥取県告示第六百九十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第一百八条の二第六項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申し込みに係る同意については、審査した結果同法第一百八条の二第三項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第六項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により告示する。

平成九年十月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	漁業の区分
東加入区	浦富漁業協同組合に所属する者の行う小型定置漁業及び小型いかつり漁業
境港加入区	境港市漁業協同組合に所属する者の行う小型いかつり漁業及び機船船びき網漁業

### 鳥取県告示第六百九十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年十月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年六月十日 鳥取県指令鳥土維第二百七十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡岩美町大字岩本字松葉、字町ノ上、字穴以後及び字高縄手

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩美郡岩美町大字浦富一〇三三―二

岩美協同開発有限会社

代表取締役 辻 明玄

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県  
【定価一部一箇月二千二百円（送料を含む。）】